

鎌倉漁港対策協議会

報

告

書

平成10年3月23日

鎌倉漁港対策協議会

目 次

はじめに	1
1 検討の経緯	2
(1) 第一次漁港対策協議会発足までの経緯	
(2) 第一次漁港対策協議会の結論	
(3) 第二次漁港対策協議会の経緯	
2 鎌倉地域の漁業の現状	4
(1) 鎌倉地域の漁業	
(2) 鎌倉漁業協同組合の現状	
(3) 作業の状況	
3 鎌倉地域の漁業の将来性	6
(1) 日本の水産業の将来	
(2) 鎌倉地域の漁業の可能性	
4 (仮称) 鎌倉漁港の必要性	7
(1) 第一次報告書で示された必要性	
(2) 第二次漁対協における検討結果	
5 (仮称) 鎌倉漁港によってもたらされる効果	8
6 検討すべき港の機能	9
(1) 市民に開かれた港	
(2) 環境への負荷の少ない港	
(3) 新しい海辺景観を創りだす港	
7 検討すべき港の性格	10
8 漁港位置の選定	11
(1) 海域及び周辺地域の状況	
(2) 第一次報告書に示された3候補地の比較	
(3) 代替候補の検討	
(4) 結論	
9 まとめ	13
10 おわりに	13

資 料 編

1 鎌倉漁業協同組合員数の推移	14
2 保有漁船の推移	14
3 漁業権の設定状況	15
4 浜小屋の分布状態	16
5 漁獲量	17
6 協議会の開催記録	19
7 鎌倉漁港対策協議会委員	20
8 鎌倉漁港対策協議会要綱	21
9 鎌倉漁港対策協議会会議公開取扱要領	22

はじめに

平成6年2月7日に、鎌倉市長から「鎌倉地域の漁港対策について」協議を依頼され、当協議会で検討を重ねた結果を報告書としてまとめました。

鎌進第 78 号
平成6年2月7日

鎌倉漁港対策協議会長 様

鎌倉市長 竹内 錠

(印)

鎌倉地域の漁港対策について、次の事項をご協議くださる
ようお願い申しあげます。

記

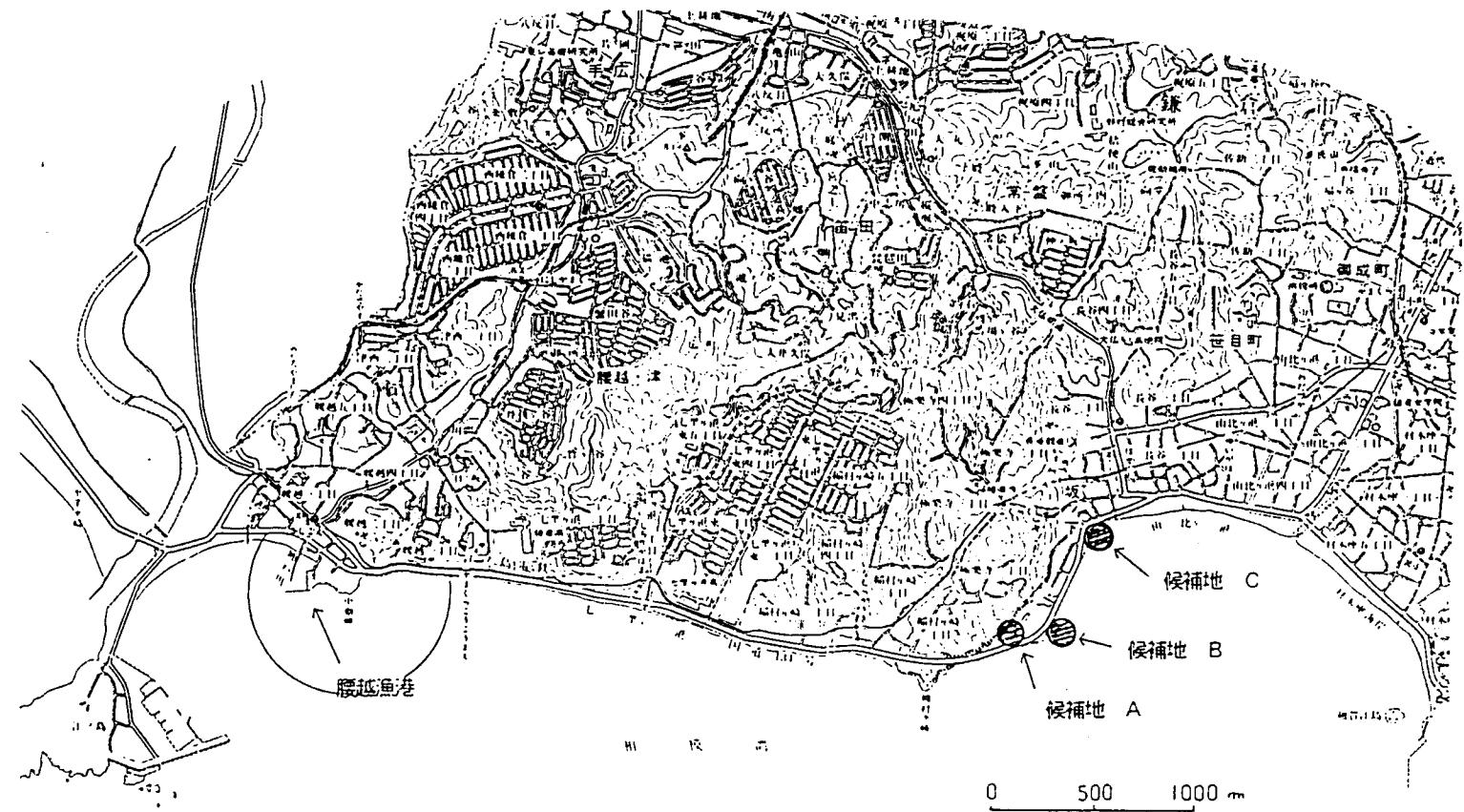
1 漁港の性格、漁港の規模について

2 漁港の位置について

候補地

A 市営プール隣接地
B 市営プール前面付近
C 坂ノ下船揚げ場付近

● 候補地



1 検討の経緯

(1) 第一次漁港対策協議会発足までの経緯

昭和27年(1952年)7月、鎌倉市議会に(仮称)鎌倉漁港の建設に関する請願が出されました。その後、昭和54年(1979年)11月、56年(1981年)9月及び60年(1985年)10月に漁港建設の陳情が出されています。陳情の趣旨は漁業活動の省力化、効率化を図るとともに鎌倉の産業の一つである漁業が今後絶えることのないように漁業基地としての漁港の建設を望むものでした。その後、昭和63年9月にこの漁業者の永年来の悲願である漁港建設についての協議の場として、鎌倉市長は第一次漁港対策協議会を設置しました。

(2) 第一次漁港対策協議会の結論(昭和63年9月1日～平成4年8月27日)

ア 昭和63年(1988年)9月1日、鎌倉市長から鎌倉地域の漁港問題に関する諮詢的指針の提示を受けて第一次の鎌倉漁港対策協議会(以下、「第一次漁対協」という。)が発足しました。

○ 諒問的指針の大要

「鎌倉地域に漁港を建設する問題は、地元漁業者の切なる願いであり、長年の懸案事項であります。当該地域は、建設省海岸保全区域・都市計画公園指定区域・史跡であるなど、漁港建設に当たっては種々の困難な条件がある地域ですが、これと調和を図りながらこの事業を実現したいと考えており、委員各位のご協力をいただきたい。」

イ 平成4年(1992年)8月、第一次漁対協から鎌倉市長へ報告書(以下「第一次報告書」という。)が提出されました。

○ 第一次報告書の主な内容は次のとおりです。

- ① 漁業者専用の漁港ではなく、市民にも開放される多角的な性格の漁港とすべきである。
- ② 将来を見込んだ船溜まり及び漁港関連施設を設置する場所と面積を確保する。
- ③ 漁港が造られることによる操業形態の変化に対応する必要があり、今後計画が具体化される過程で漁業者と更に協議を重ねることを要する。
- ④ 漁港の位置として候補地をA(市営プール隣接地)、B(市営プール前面付近)、C(坂ノ下船揚場付近)の3カ所(前ページ図参照)に集約するとともに、いずれも不可能な場合は、和賀江島の活用や人工島を築造することなども構想としてありうる。
- ⑤ 更に詳細な検討は、専門家並びに市民の代表等からなる別の協議会に検討を委ねるべきである。
- ⑥ また、市民一般の理解を得ることが最も重要であり、適切な広報活動の実践と意見交流の場の設置が不可欠である。

(3) 第二次漁港対策協議会の経緯（平成6年2月1日～平成10年3月23日）

ア 協議事項

鎌倉市長は、平成6年(1994年)2月1日に、「鎌倉地域の漁港対策について」の協議を行うため、第二次の鎌倉漁港対策協議会（以下、「第二次漁対協」という。）を設置しました。

協議する事項は次のとおりでした。

- ① 漁港の性格、漁港の規模について
- ② 漁港の位置について

候補地

- A 市営プール隣接地
- B 市営プール前面付近
- C 坂ノ下船揚げ場付近

イ 検討経過

第二次漁対協は平成6年(1994年)2月7日の第1回協議会以降、漁港の性格、位置、規模、環境への影響、景観に対する配慮などについて検討を重ねました。この間、漁港候補地に加え、腰越漁港や藤沢市や平塚市の漁港修築状況を視察し、より広い視野にたって市民に開かれた漁港のあり方について協議してきました。さらに、第一次漁対協からの懸案事項である広く市民の意見を聞く機会を持つため、具体的な方策として「鎌倉の海とみなどを考えるフォーラム」の開催を支援してきました。フォーラムは平成8年(1996年)7月20日(海の日)に第1回を開催し、平成9年(1997年)7月20日(海の日)の最終回まで、4回開かれました。

本漁対協では検討した結果を以下の形で問題を集約し、それぞれの項目について検討を加え、最終的な結論に至りました。

- ① 鎌倉地域の漁業の現状
- ② 鎌倉地域の漁業の将来性
- ③ (仮称) 鎌倉漁港の必要性
- ④ 港によってもたらされる効果
- ⑤ 検討すべき港の性格
- ⑥ 検討すべき港の規模
- ⑦ 候補地の選定

2 鎌倉地域の漁業の現状

(1) 鎌倉地域の漁業

鎌倉は昔から半農半漁の地で、鎌倉地域の材木座、坂ノ下の海岸では古くから沿岸漁業が行われ、特にカツオの産地として有名と徒然草にも記されています。

大正3年(1914年)の鎌倉町役場の調査では全戸数2,422戸(明治45年(1912年))のうち、農家991戸に対し漁家311戸で、主な産物は、アラメ、ワカメ、タコ、クロダイ、アマダイ、サバ、エビ、イカ、アワビとされています。

昭和26年(1951年)の水産物協同組合法施行の前までは、腰越、長谷坂ノ下、材木座の各漁業者によって鎌倉漁業会が組織されていましたが、同法施行後は、腰越、長谷坂ノ下、材木座の3つの漁業協同組合に分かれ、その後昭和35年(1960年)に長谷坂ノ下と材木座は合併して、鎌倉漁業協同組合(以下、「鎌倉漁協」という。)となりました。

昭和38年(1963年)ごろから鎌倉漁協は海面養殖に力を入れ、ノリ、ワカメの養殖を行っています。これは漁業資源の減少など漁業環境の変化にあわせて漁業経営の安定化を図るため、従来からの「どる漁業」から「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」への転換を進めており、若い年代の漁業者が積極的に取り組んでいます。

(2) 鎌倉漁業協同組合の現状

鎌倉漁協は、鎌倉地域の材木座、坂ノ下の海浜を基地として沿岸漁業を行っている漁業者により構成され、平成9年度は正組合員46名、準組合員27名合計73名の組合員を擁しています。組合員数の推移をみると、高齢化等による離職者に対し、僅かづつ新規加入が見られ、外部からの加入もあることなどからほぼ横這いを続けています。【資料篇「1 鎌倉漁業協同組合員数の推移」14ページ参照】

しかし港を持たない鎌倉漁協の漁業者は、1トン前後の小型船外機付漁船で操業せざるを得ず、船の揚げ降ろしなどに多くの時間と労力を必要とし、さらに、漁業近代化と安全性の確保に必要な機器類の設置も困難なため、漁業自体の発展性に大きな制約が生じています。【資料篇「2 保有漁船の推移」14ページ参照】

組合事務所は坂ノ下地区にあり、冷凍冷蔵庫等の施設を集約し、漁業拠点としての機能を有しています。

(3) 作業の状況

鎌倉地域の漁業は、沿岸漁業を主としているため、沿岸に設定されている共同漁業権及び区画漁業権の範囲内で行われています【資料篇「3 漁業権の設定状況」15ページ参照】。陸上での作業状況は次のとおりです。

ア 海浜の利用

現在、港を持たないため、漁業者は海岸法に基づく海岸の占用許可を得て、漁具倉庫(浜小屋)を建築するとともに巻揚機を海浜に設置して船を揚げています。【資料篇「4 浜小屋分布状態」16ページ参照】

漁具倉庫(浜小屋) 許可面積 のべ 1,358m²

漁業関係施設(巻揚機小屋) 許可面積 のべ 22m²

網干し、船揚げ等による海浜利用面積 約 5,500m² (小屋の4倍程度)

合計 約 6,800m²

イ 海浜における諸状況

海浜における漁業関連の作業など、各種の状況は次のとおりです。

○ 船揚げ、船降ろし

- ・船揚げは、浜小屋に設置された巻揚機により砂浜のスラ棒（修羅「しゅら」が語源で、大木や大石を運ぶ車のことをいう。）の上をワイヤーで船を牽引し、海から浜に揚げている。
- ・船降ろしは、人力により砂浜のスラ棒の上の船を押し、浜から海に降ろしている。
- ・船揚げ、船降ろしは早朝から始まり、一日数回行われている。

○ 漁獲物の水揚げ

- ・海浜で早朝行われている。
- ・仕入れ業者が浜小屋近くの海浜へ車で乗り入れ、買い付けている。
- ・坂ノ下や材木座の海岸では、早朝に漁獲物の浜売りを行っている。

○ 漁船や漁具の管理

- ・漁網の天日干し、海藻や干物など水産物の加工、漁船漁具の維持・修繕は日中に浜小屋前面の海浜を利用して行われることが多い。
- ・それら操業や管理のため、漁業者は車で海浜に乗り入れている。
- ・台風の際には、船は避難のため、国道134号線の歩道上に並べられる。

○ 海浜利用者の増加

- ・従来は夏期海水浴シーズンにほぼ限定されていた海浜や海面の利用者はマリンスポーツの興隆に伴い、年間を通じて著しく増加している。

ウ 海浜における各種の問題点

上で述べたような海浜の利用に伴い、次のような問題が発生しています。

- 船揚げ、船降ろしの作業は多大の労力を要し、また危険をも伴っています。
- 船揚げ時には巻揚機と船を結ぶワイヤーが浜を横断しており、これを横切ろうとすると危険を伴います。過去において、横断しようとした自動車により事故が発生したこともあります。
- 早朝からの作業や各種活動があることにより、騒音その他、周辺への悪影響が発生しかねない恐れがあります。
- 浜小屋が点在し、公開空間たる海浜スペースを圧迫するとともに、海浜景観を損ね、国道から海への眺望が妨げられています。
- 海浜に漁業専用の区域が設定されていないため漁船や漁具の保管が難しく、不審火や故意による漁網の焼失、破損などが起きています。
- 漁業者や仕入れ業者の車両が海浜に乗り入れており、海浜の保全や海浜利用者の安全確保上問題があります。
- 年間を通しての海浜および海面利用者の増加に伴い、それら利用者と漁業者の摩擦は、両者ともども協力して予防に努めているものの、増加傾向にあります。
- 台風時に国道の歩道を漁船の避難場所として利用することは、止むを得ないことはいえ、国道を通行する歩行者や自動車の安全確保上は望ましいことではありません。

3 鎌倉地域の漁業の将来性

(1) 日本の水産業の将来

日本の漁業のうち遠洋漁業は、「200海里体制」への移行により、世界の漁場から締め出しを余儀なくされています。そこで今後、日本の漁業生産をになう主体は沖合漁業と沿岸漁業・養殖漁業に集約されていくと考えられます。

このうち、沖合漁業が主要な漁獲対象としているイワシ類やサバ類などは豊凶の変動が激しく、そのため漁獲が安定している沿岸漁業と養殖漁業がこれからも水産業にとって重要な役割を果たすと考えられます。

今後、水産資源が有限であるとの認識に立ち、漁場整備や資源増殖をおこなって漁業資源を人為的に補強し、さらには漁業管理を徹底することにより自然の再生産と人間の経済活動との均衡を得ようとする「資源管理型漁業」を確立する必要が生じてきました。このことは、平成4年(1992年)の国連環境開発会議で採択されたリオデジャネイロ宣言に盛られた理念「持続的な発展」に呼応するものです。

平成9年(1997年)からは、TAC (Total Allowable Catch) 制度に基づいて、資源を永続的に利用していくため一部魚種の漁獲制限が実施されています。

今後さらに資源管理型漁業の重要性が増すと考えられます。

(2) 鎌倉地域の漁業の可能性

日本の水産業の将来が沿岸漁業と養殖漁業への転換による資源管理型漁業の確立に向かわざるを得ない状況のなかで、鎌倉の沿岸域は、アジ、カマス、トビウオなど消費者に好まれる魚を中心多く魚種に恵まれ、またサザエ、アワビなどの貝類やイセエビなどのエビ類、さらにはタコやイカ類など水産資源の宝庫となっています。【資料篇「5 漁獲量」18ページ参照】

このことは、海底が砂地から岩場まで変化に富んだ恵まれた自然環境であることに加え、過去に実施した魚礁造り、イセエビ、サザエ、アワビの種苗放流、ワカメ養殖など「資源管理型漁業」へのいち早い取組みも恵まれた漁場維持の大きな要因としてあげられます。

これらの漁業環境の保全と一層の整備により、鎌倉の沿岸漁業発展の可能性は十分に高いと考えられます。

4 (仮称) 鎌倉漁港の必要性

(1) 第一次報告書で示された必要性

第一次漁対協は、市長の諮問的指針（1 検討の経緯 (1) ア 参照）を協議することが目的であったため、報告書本文では「鎌倉地域に漁港を建設すること自体については、今までの経緯等を踏まえると妥当性が認められるとの認識に達した。」と述べ、その必要性について次のとおり記されています。

○ (仮称) 鎌倉漁港の実現に向けて

漁業資源の悪化による漁獲量の減少など厳しい漁業環境の中で、従来からの「どる漁業」に加え養殖や栽培を中心とした「つくり育てる漁業」を推進し、また、漁業後継者の育成など漁業振興を図る上で、漁業活動の基盤である漁港の建設は必要であると考える。

(2) 第二次漁対協における検討結果

(仮称) 鎌倉漁港の必要性については、第一次漁対協の結論をふまえ、漁業と市民生活の調和の観点を中心に検討を進め、次のような見解に達しました。

ア 漁港の建設は、漁船の大型化やより安全な船型の採用を可能とし、操業時の危険回避などの機能の向上、省力化機器の搭載などの近代化を進めることができます。さらに、出船準備、漁獲物の水揚げ、漁網等の漁具置場、陸揚げした漁獲物の荷捌き、冷凍庫等での保存、加工等漁業関連労務を一体化して行うことができます。

漁業者が将来にわたり安心して漁業に専念できるような施設の整備を行うことは、漁業振興の観点から欠かせないものです。

イ 鎌倉海岸は公共海浜地であり、海浜レクリエーションや海洋スポーツの増大とともに一般市民が安心して利用できる海浜空間の確保も重要な課題となっています。

現況では坂ノ下から材木座にわたって漁具倉庫（浜小屋）が点在し、漁業活動と市民利用との摩擦もみられ、安全面からも改善を図る必要があります。そこで漁具倉庫や船揚げ場など漁業施設を集中させ、市民に開放できる海浜空間を確保するためにも漁港建設が有効です。

5 (仮称) 鎌倉漁港によってもたらされる効果

(1) 漁業者への効果

- ア 現在人手により行っている船の揚げ降ろしが不要となります。
- イ 漁船の大型化が可能になり、この結果操業時の安全性の向上が見込まれると共に、省力機器の搭載などが可能となり、操業の効率化、操業形態の多様化が図れます。
- ウ 出漁、水揚げ、荷捌き、出荷などの作業が円滑に行えるようになります。省力化が図れます。
- エ 漁業者の高齢化に対応でき、さらに新規参入による後継者の育成が可能となります。

(2) 市民への効果

- ア 海浜から漁船が撤退することにより、市民が安心して海浜の利用ができ、さらに浜小屋等による海浜景観の阻害が減少されます。
- イ 水産物の直売施設などにより、地元産の魚介類が今まで以上に手に入りやすくなります。
- ウ 浜への車の乗り入れが減少します。
- エ 新しい海浜景観と施設の利用が楽しめます。

(3) まちの活性化への効果

- ア 漁港と一体化した新たなまちづくりが可能となります。
- イ 漁業とのふれあいをテーマとした、新しい交流拠点が生まれます。
- ウ 新しい海上交通運輸体系が開かれる可能性があります。

(4) 防災上の効果

- ア 災害時の海上物資輸送の拠点となります。
- イ 後背地の津波対策上の効果が期待されます。

(5) 都市における第一次産業の重要性の認識

- ア 都市においても人びとの生活が、基本的には漁業や農業などの第一次産業によって支えられているという認識を高めます。
- イ 地元で生産し供給される一次産品が、都市の自立と環境の保全に寄与するとの理解を深めます。

6 検討すべき港の性格

(1) 市民に開かれた港

公共性の高い漁港をさらに市民に開かれたものとするため、検討すべき港の機能としては次のようなものが考えられます。

- ア 地元魚介類直売施設
- イ 地元魚介類を味わえる施設
- ウ 漁業と親しめる施設
- エ 水辺とふれあえる場

(2) 環境への負荷の少ない港

候補地一帯はすでに人工海岸となっていますが、漁港建設による沿岸環境変化への対応については十分な配慮を行い、生態系の保全に役立つ施設にする必要があります。

また漁港施設の利用に際して発生する汚水、臭気、騒音や環境の変化に対しては可能な限りの対策を検討し、環境基準に準じた対応策をとらなければなりません。

また、水産物加工などから生ずる廃棄物はリサイクルによって資源の循環を図ることが必要です。あらゆる面で環境負荷の少ない港づくりが目標となります。
検討すべき機能や施設は次のとおりです。

- ア 生態系保全に役立つ機能を持つ施設
- イ 汚水及び臭気への対応
- ウ リサイクル
- エ 緩衝緑地帯

(3) 新しい海辺景観を創りだす港

漁港の築造は、どの様な構造形態であっても新たな景観を生じます。その景観が市民に受け入れられ、良好な海辺景観として評価されるために、構造物の規模・素材・形状や色彩など細部に亘り綿密に配慮する必要があります。

考慮すべき事項は次のとおりです。

- ア 風致景観に調和したデザイン
- イ 自然石や木材を利用した素材
- ウ 海岸風致に配慮した高さと色彩

7 検討すべき港の規模

鎌倉地域の漁業を支えるため、漁業の将来を踏まえた漁業用施設、それに「6検討すべき港の性格」で提言した各種機能を付加したものを港の規模とします。漁業の将来を考えたとき、平成9年度（1997年度）の登録漁船51隻のうち少なくとも三分の二が現在より大型な漁船に代わっていくと考えられ、これを基に漁港規模を概算しますと、

けい船岸延長	150m
航路・泊地面積	6,000m ²
漁業用用地面積	8,000m ²
必要水深	-2.5m

となります。

漁業活動以外に付加すべき機能に必要な施設は、現段階では特定されえませんので、出来るかぎりの漁港施設用地との兼用を考えて面積を最小とし、駐車場の確保を含めて、漁業用施設を上回らない用地面積として8,000m²、その結果として用地面積合計は16,000m²となります。

もちろん、実際の計画に際しては、当然必要とする各施設毎にその所要量を算定し、配置を考え、少しでもその延長・面積を減ずるように配慮することは言うまでありません。

8 漁港位置の選定

第一次報告書で示されたA市営プール隣接地、B市営プール前面付近及びC坂ノ下船揚げ場付近の3ヶ所の候補地について検討するとともに、沖出しなど新しい手法の可能性についても提案がされました。【1ページ「候補地図」参照】

(1) 海域及び周辺地域の状況

候補地は、湾の西側に位置し、昭和初期に埋め立てられ、現在は海浜公園として整備されている付近で、候補地A付近から海浜公園東端の船揚げ場まではコンクリート護岸と消波ブロックの突堤が設置されている人工海岸となっています。

現在の船揚げ場から東側は由比ヶ浜、材木座海岸さらに飯島に連なる自然の海岸線を形成しています。

(2) 第一次報告書に示された3候補地の比較

第一次報告書では、候補地それぞれについての問題点が指摘されました。

第二次漁対協ではそこで指摘された問題点を踏まえ、候補地周辺の状況、漁港建設による漁場の形状変更と生態系への影響、まちづくりとの関連、においや騒音等環境との関係、海洋レクリエーションとの競合や安全性、波の状況や砂の移動など多くの項目について検討をしました。

ア 候補地 A

「候補地Aの市営プール（現在の海浜プール）隣接地」の内陸地の掘り込みは、海岸線の景観への影響は他候補地よりは少なく、また背後の住宅地との距離があることなどから環境面での利点はあります。昭和初期に埋め立てられたこの場所を掘り込んで水面とすることとは、鎌倉海岸の原風景を若干なりとも回復するという意義があるとも考えられます。しかし、都市計画公園に指定されているこの土地を転用するためには他所にそれに見合う都市計画公園の確保が求められるであろうこと、新用途に関連して必要となるであろう国道134号線の嵩上げや背後の崖地の整備などで多くの費用を要するであろうこと、などの困難も予想されます。

また、面積も狭小でここ単独では必要な諸施設の配置は困難とみられます。

しかし、他の候補地との機能分担の形でこの場所を活用することはあり得るものと考えられます。

イ 候補地 B

「候補地Bの市営プール前面付近」への築堤方式での築造は、ここが既に人工海岸であることから自然海岸の新たな消失を伴わない利点があります。反面、海中への影響と、漁港の規模や形状によっては海岸景観や潮流の面において史跡稻村ヶ崎への悪影響を生じかねないことが懸念されます。

しかし、現在設置してある消波ブロックによる突堤の範囲内であれば漁船の泊地や係留施設など必要最少限の範囲で漁港建設は可能と考えられ、経費についても比較的少なくてすむと想定されます。この場合、海上工事を極力抑えるために候補地Aとの機能分担を検討することが望ましいと思われます。

ウ 候補地 C

「候補地 C の坂ノ下船揚げ場付近」は、現在も漁業拠点の場として使用されている場所で、遠浅の海岸であることから、漁船の大型化による航路の確保のため一部海底の掘削が必要となり、さらに泊地・航路維持のための浚渫を他の場合よりも高い頻度で行うことが必要になるものと考えられます。

候補地 B と同様、必要最小限の機能であれば、既設の消波ブロックによる突堤の範囲内で環境等への影響が少ない漁港の建設は困難ではないと考えられます。しかし、鎌倉海岸の最奥部に当たり、周辺住民や海岸・海面利用者に最も強い影響を及ぼす場所でもあるので、恒久的な施設の建設に当たってはそれら関係者の理解を得るための努力が強く要請されます。

(3) 代替候補の検討

第一次報告書に示された 3 候補地のほか、候補地 B ないし候補地 C の沖合に漁港を設ける案（沖出し案）も検討しました。

海岸線から離れて漁港をつくった例としては、北海道の国縫（くにぬい）漁港などを挙げることができます。海底に固定もしくは海上に浮上させる構造物については、最近、各種の研究・プロジェクト・実験などがなされています。

沖出し案はこのような状況をもふまえて提起されたもので、一般論としては、現在の海岸への負荷は他の候補地と比べて最も少なく、沖合のため漁港規模や附加機能についても柔軟な対応が可能である一方で、実現までに時間を要し、経費も最大になるものと予測されます。

しかも、当漁港の候補としては、時間や経費の問題に加えて沖合に存在する良好な漁場への悪影響が強く、適切な案とは認められません。

(4) 結論

以上の考察をもとに更に検討を加えて当協議会としての結論を得ましたので、以下にそれを示します。

第一次報告書に図示された 3 候補地点の○は位置を示したもので、規模を念頭に置いたものではありません。したがって、(2)で検討した 3 候補地それぞれの特質と「7」で検討した港の規模との「すり合わせ」を行う必要があります。

候補地 A は単独での使用は見込みがないこと、候補地 B は規模によっては史跡・稻村ヶ崎への悪影響を生じることが懸念されること、また候補地 C は航路確保の必要性や周辺住民や海岸・海面利用者への影響が強いことが指摘されました。これらの問題をクリアし、所定の規模の港の建設が可能かどうかについて、検討をすすめました。

史跡・稻村ヶ崎から候補地 C にいたる海岸は、コンクリート護岸による人工海岸となっています。その護岸は、稻村ヶ崎から真っ直ぐほぼ東へ向かい、候補地 B 付近で屈曲し、直線で北東に向かって候補地 C にいたします。

漁港の計画に当たっては、海岸景観の点から、漁港を稻村ヶ崎から候補地 B にいたる直線護岸の延長線から外側へは極力はみ出さないようにすることが望まれます。

また、周辺住民や海岸・海面利用者の面からは、諸施設の配置をなるべく候補地 B 寄りに考えるのが妥当です。また、貴重な藻場を有する鎌倉地先の海面保存の観点からは、海面との関わりが不可欠な港とその直接関係施設を除く付加的な諸施設は、候補地 A への積極的な展開を考慮するものとします。

ただし、この場合、諸施設が国道を挟んだ両側に分散することになるので、その両者の安全・快適な接続に十分留意する必要があります。この場合、国道 134 号線を内陸側に移動し、海側の土地の立体利用の可能性についても視野に入れておく必要があります。

港の形状は波浪とそれに伴う港口の位置、港内の利用方法、道路との取り合い等をふまえて検討決定されねばなりませんが、港の規模自体については、それによって大きく影響されることはありません。候補地B地点からC地点までの約600m間は、前述のとおりコンクリート護岸の人工海岸であり、さらに消波ブロックが直角に150mほど突出しています。当協議会は、この範囲内に一連の施設が建設可能かどうか検討を重ね、可能であるとの判断を得ました。

すなわち、当協議会としては、史跡・稻村ヶ崎から候補地Bへ向かうコンクリート護岸の延長線から外側へは極力はみ出さない範囲内で候補地Bから候補地Cへかけての周辺を漁港の建設地とし、さらに用地が必要な場合には候補地Aの活用をも図るのが妥当であるとの結論に達しました。

9 総まとめ

第二次漁対協は、第一次漁対協で示された課題を検討し、鎌倉地域での漁港建設について場所や規模のほか市民にとって開かれた港としての機能などの検討を行ってきました。

多様な市民要望があるなかで、その要望を全て満足するものをつくり上げることは殆ど不可能に近いものがあります。しかし、現在の本市の漁業の状況を考えた場合、漁港の整備は、優先度は高いものであり、当協議会としては候補地Bから候補地Cにかけた周辺に漁業根拠地として必要な最少限の機能を有する漁港施設を建設することが当面の漁業振興から不可欠であると考えます。

漁業機能以外に付加すべき機能については、今後の市民の要望などを慎重に考慮し、ひろくまちづくりの観点から総合的に検討すべきであるとも考えられ、建設には長期間を要することから、二段階に分けた施工も一つの方法であるとの結論に到りました。

10 おわりに

当協議会（第二次漁対協）は、第一次漁対協の検討結果をふまえて、（仮称）鎌倉漁港のあるべき姿を「漁業者だけの単なる漁港ではなく、市民全体が享受できる多機能の港」とし、その認識を基本に検討を進めてきました。

そのうち「漁業者のための漁港」については、その位置と規模について一定の結論をみると至りましたが、「市民全体が享受できる多機能の港」については、まだ概念的な把握と提案にどどまっています。したがって、今後は、これらについてより綿密な検討を進める必要があります。

また、当協議会の運営については、これも第一次漁対協の意向を尊重し、市当局、当協議会とともに情報の公開と市民の意向の汲み上げに努めてまいりました。これについてもまだ端緒についたばかりであり、市当局において、今後より一層の努力を注がれることが望まれます。

また、当協議会では、敷地や道路などは現状の諸条件を基礎として検討を重ねてきましたが、先般「鎌倉市第三次総合計画」が策定され、それをふまえて「海浜ベルト構想」や「都市マスタープラン」もあわせ検討・策定されつつあり、今後はそれらとも整合性を確保しつつ、検討を深める必要があります。

生活に真の豊かさやうるおいを求め、自らのまちを誇りあるものにしようとする市民の欲求も高まっています。鎌倉は海と山の自然に恵まれ、中世からの歴史的な遺産とともに、近代が生んだ建造物や景観をも数多く有しています。

（仮称）鎌倉漁港が後世の評価にも耐え得るすぐれた機能や景観を創り出し、将来この時代が生みだした歴史的な遺産となるよう、今後一層の努力を重ねられることを願って止みません。

資 米斗 篇

1 鎌倉漁業協同組合員数の推移

区分 \ 年	40	45	50	55	60	元	2	3	4	5	6	7	8	9
正組合員	53	60	55	52	49	48	48	48	48	44	46	46	46	46
準組合員	31	20	23	26	27	31	30	30	30	34	28	28	28	27
合 計	84	80	78	78	86	79	78	78	78	78	74	74	74	73

出典：鎌倉漁業協同組合総会資料による。

2 保有漁船の推移

区分 \ 年	元	2	3	4	5	6	7	8	9
1 t 未満	49	50	50	50	50	49	47	46	46
1 ~ 3 t	12	8	9	8	8	7	7	6	5
3 ~ 5 t	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 t 以上	2	1	1	1	1	1	1	0	0
合 計	63	59	60	59	59	57	55	52	51

出典：鎌倉漁業協同組合資料による。

3 漁業権の設定状況

鎌倉漁協の組合員が行使している漁業権は、現在、共同漁業権と区画漁業権がある。いずれも漁業法に基づき設定されている。

その内容となる事項は次のとおり。

① 共同漁業權

- ・漁業権公示番号：共第10号
 - ・存続期間：平成5年9月1日から平成15年8月31日まで
 - ・漁業の種類及び名称並びに漁業時期：表のとおり
 - ・漁場区域：図のとおり
ただし、鎌倉漁協は、同組合共第10号共同漁業権行使規則に基づき、共第10号の漁場の区域のうち旧鎌倉地先を利用している。

・漁場区域：このことわざ
ただし、謙賀は、同組合共第10号共同漁業権行使規則に基づき、共第10号の漁場の区域のうち旧謙倉地先を利用している。

② 困惑與逃避

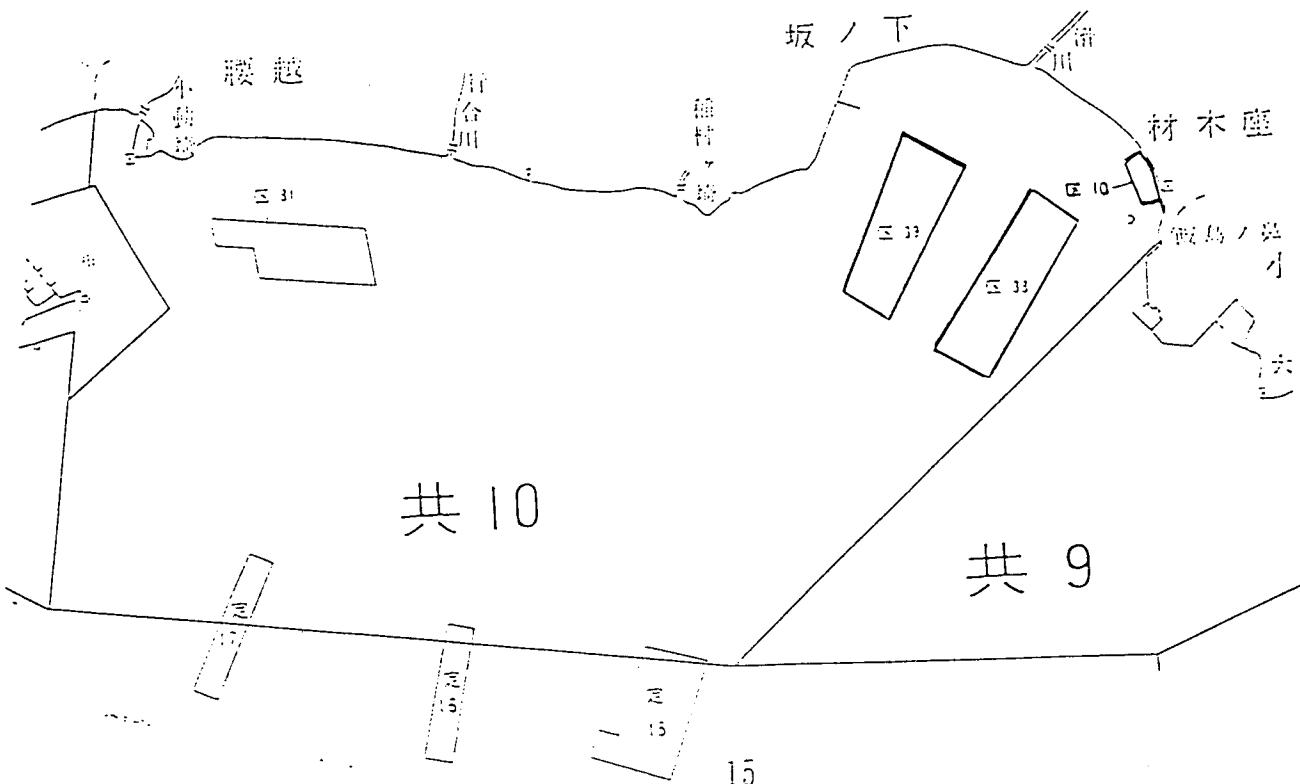
ア のり養殖業

- ・漁業権公示番号：区第10号
 - ・存続期間：平成5年9月1日から平成10年8月31日まで
 - ・漁業時期：9月1日から翌年4月30日まで
 - ・漁場区域：図のとおり

イ わかめ養殖業

- ・漁業権公示番号：区第38号及び区第39号
 - ・存続期間：平成5年9月1日から平成10年8月31日まで
 - ・漁業時期：10月1日から翌年4月30日まで
 - ・漁場区域：図のとおり

譲りの言葉及び名前並びに譲り手



4 浜小屋の分布状態



凡例

浜小屋

5 漁獲量

(1) 漁業種類別漁獲量

漁業種類別漁獲量は表のとおりですが、平成3年までいわしを主とする大型定置網がありました。しかし港がないことにより過重にかかる労力に見合う経済効果が上がらないため現在は行っていません。

漁業の種類によっては、1t未満の漁船が適しています（みづき等）が、刺し網や小型定置網については、網の引き上げの省力化のため、漁船の大型化が望まれています。

漁業種類別漁獲量表

(単位はt)

区分	年	6	3	元	2	3	4	5	6	7	8
その他の刺し網		17		20	21	13	27	50	78	24	84
その他の大型定置網		689		700	756	240	-	-	-	-	-
小型定置網		27		28	59	67	111	167	34	62	163
船引き網		2		0	-	0	-	-	-	1	1
採貝		-		-	-	-	-	-	-	-	1
採藻		14		11	7	2	4	0	1	7	12
たこつぼ		10		13	8	9	11	6	4	8	9
潜水器		1	-		1	-	-	-	0	-	-
みづき		4		8	2	0	0	0	1	0	0
その他		-	-	-		2	-	-	0	-	0
合 計		764		779	852	335	153	223	117	102	270

注：漁業の種類の区分のうち、鎌倉で行われているもののみを示した。

「0」は四捨五入して1t未満の水揚げがあることを示す。「-」は実績がないことを示す。

表の合計欄と各項目の積算結果は端数処理のため必ずしも一致しない。

出典：神奈川県農林水産統計年表（水産業編）

(2) 魚種別漁獲量

次の表のとおり、大型定置網を実施していた平成3年まではいわし類の漁獲量が大半を占めていたが、近年はあじ類のほかサザエ、たこ類、わかめ類などが中心になっています。

魚種別漁獲量表

(単位はt)

区分 年	6	3	元	2	3	4	5	6	7	8
かつお類	9	3	21	10	3	-	-	2	-	
いわし類	527	603	579	66	-	19	5	7	71	
しらす	2	0	-	0	-	-	-	1	1	
あじ類	6	34	69	55	72	67	14	34	39	
さば類	27	10	1	9	-	6	0	1	1	
ぶり類	29	2	5	14	2	3	1	1	1	2
たちうお	13	24	16	25	3	1	-	1	0	
とびうお類	1	1	2	7	6	55	5	5	8	
かます	14	13	19	22	12	4	3	5	26	
その他魚類	92	36	101	95	16	13	7	5	18	
いせえび	1	1	1	1	2	1	1	2	2	
いか類	4	2	6	14	6	8	3	5	8	
たこ類	10	13	8	9	11	6	4	8	9	
あわび類	1	1	1	0	0	0	1	0	0	
さざえ	13	24	15	5	17	42	71	20	72	
わかめ類	14	11	7	2	4	0	1	7	12	
合 計	764	779	852	335	153	223	117	102	270	

注：「0」は四捨五入して1t未満の水揚げがあることを示す。「-」は実績がないことを示す。

表の合計欄と各項目の積算結果は端数処理のため必ずしも一致しない。

出典：神奈川県農林水産統計年表（水産業編）

6 協議会の開催記録

(1) 平成 5 年度

① 第1回（平成6年2月7日）

協議会委員の委嘱及び辞令交付を行い、運営方法を協議しました。

② 第2回（平成6年3月31日）

漁港建設候補地及び腰越漁港を視察しました。

(2) 平成 6 年度

① 第3回（平成6年5月13日）

前回視察を踏まえて漁港対策について協議しました。

② 第4回（平成6年7月18日）

平塚市の漁港修築状況と藤沢市の片瀬漁港計画について視察しました。

③ 第5回（平成6年10月11日）

漁港候補地を鎌倉地域に限定して考えることを確認しました。

④ 第6回（平成7年1月24日）

漁港建設場所について協議しました。

(3) 平成 7 年度

① 第7回（平成7年5月11日）

市民の意見を聞く方法について協議しました。

② 第8回（平成7年7月24日）

漁港対策について協議しました。

③ 第9回（平成7年10月18日）

プレフォーラム「鎌倉の海を学ぶ」を10月24日開催し、鎌倉漁協の協力で定置網漁業を見学することを確認しました。

④ 第10回（平成8年1月19日）

漁港対策について協議し、フォーラム企画案の検討をしました。

(4) 平成 8 年度

① 第11回（平成8年6月19日）

検討課題について協議しました。

② 第12回（平成8年8月29日）

検討課題別候補地等比較表を基に協議しました。

③ 第13回（平成8年11月15日）

場所の選定について協議しました。候補地として新たにワイン型の人工島についての提案があり、今後の協議の対象とすることを確認しました。

④ 第14回（平成9年3月10日）

報告書素案の協議をしました。素案作りに際しては、会長他数名による小委員会の設置も考えていくことを確認しました。

(5) 平成 9 年度

① 第15回（平成9年6月27日）

小委員会を設置し、報告書の草案を作成することを確認しました。

② 第16回（平成10年3月23日）

報告書の確認を行いました。

役 職	氏 名	区 分
会 長	星 野 芳 久	学識経験を有する者
会長職務代理	松 山 優 治	学識経験を有する者
委 員	米 村 洋 一	学識経験を有する者
"	福 屋 正 翠	学識経験を有する者
"	藤 井 経 三 郎	学識経験を有する者
"	三 留 和 男	漁業関係者
"	服 部 正 夫	自治会等関係者
"	篠 田 厚	関係行政機関職員
"	深 山 秀 男	市 職 員
"	川 戸 邇	市 職 員
"	上 林 忠	市 職 員
前 委 員	阿 佐 靖 雄	関係行政機関職員
"	福 田 宏	市 職 員
"	梅 沢 輝 夫	市 職 員
"	山 崎 寿 勝	市 職 員
"	小 野 誠	関係行政機関職員
"	藤 倉 ま な み	市 職 員